

令和3年横審第26号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和3年1月21日09時40分

三重県神島北西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		4.4トン	2.8トン
全長		12.42メートル	
登録長			6.62メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		355キロワット	165キロワット

3 事実の経過

Aは、船体の中央部に操舵室を配し、同室左舷寄りに舵輪、舵輪前方に左舷側からレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機、同左側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、それぞれ救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.25メートル船尾1.50メートルの喫水をもって、令和3年1月21日07時00分愛知県師崎港を発し、神島北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時40分釣り場に到着し、08時00分から遊漁を行ったものの、釣果が良くなかったので魚群探索をすることとし、09時25分周囲を一べつして航行に支障となる他船がないことを確認して釣り場を発進し、釣り客5人を操舵室後部の座席に腰掛けさせ、自らは舵輪後方に置いた椅子に腰掛け、魚群探知機を見て魚群探索を行いながら操船し、09時38分神島灯台から299度（真方位、以下同じ。）1.54海里の地点で、針路を104度に定め、機関を回転数毎分600にかけ、4.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、09時39分神島灯台から300度1.47海里の地点に達したとき、右舷船首31度140メートルのところにBを視認することができ、その後、同船が船首を東方に向けたままほとんど移

動しない様子から漂泊中であることがわかり，そのままの針路で航行すればBを右舷側約80メートル隔てて無難に航過する態勢であったが，釣り場発進時に周囲を一べつして，航行に支障となる他船がいなかったことから，しばらくの間は魚群探索を行いながら操船しても無難に航行できるものと思い，見張りを十分に行わなかったため，このことに気付かず，針路を135度に転じたところ，Bに向首する態勢となり，同船に対して衝突の危険を生じさせた。

こうして，a受審人は，Bを避けることなく続航し，09時40分神島灯台から299度1.4海里の地点において，Aは，原針路及び原速力のまま，その船首がBの左舷船尾部に後方から42度の角度で衝突した。

当時，天候は晴れで風力2の北西風が吹き，潮候は上げ潮の中央期で，視界は良好であった。

また，Bは，船体中央部に操舵室を配し，同室右舷側に舵輪，その後方に操縦席，舵輪前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター及びレーダー，同右側に機関遠隔操縦装置，汽笛として電子ホーンをそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで，b受審人が1人で乗り組み，知人1人を乗せ，それぞれ救命胴衣を着用し，釣りの目的で，船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって，同日05時30分愛知県蒲郡市所在のマリーナを発し，伊良湖水道航路第3号灯浮標付近の釣り場に向かった。

b受審人は，06時30分釣り場に到着して移動しながら釣りを行ったものの，釣果がなく，09時30分頃周囲の船が南西方に移動を始めたので，自船も他船と同じように移動することとし，魚群探知機で魚群探索をしながら航行していたところ，09時35分衝突地点付近で，魚群探知機に反応があったので，周囲を一べつして付近に他船

がないことを確認したのち、機関を中立運転として漂泊を開始し、釣りを再開した。

b受審人は、09時39分少し過ぎ衝突地点で、船首が093度を向いていたとき、左舷船尾42度110メートルのところにAを視認することができ、自船の左舷側を無難に航過する態勢であった同船が針路を転じ、その後衝突の危険を生じさせて接近する状況であったが、依然として自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aに対して警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、Bは、船首が093度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部船底外板に修理を要さない擦過傷等を生じ、Bは、左舷船尾部外板及び操舵室天井に割損を生じたが、後に修理された。

(航法の適用)

本件は、三重県神島北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は海上交通安全法が適用されるものの、同法には、本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、三重県神島北西方沖合において、魚群探索をしながら航

行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBに向けて近距離のところでは転針し、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、三重県神島北西方沖合において、魚群探索をしながら航行する場合、船首方の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣り場発進時に周囲を一べつして、航行に支障となる他船がいなかったことから、しばらくの間は魚群探索を行いながら操船しても無難に航行できるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船に向けて近距離のところでは転針し、Bに対して衝突の危険を生じさせて進行し、同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、三重県神島北西方沖合において、釣りのために漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漂泊を開始したときに周囲を一べつして付近に他船を認めなかったことから、依然として自船に接近する他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、衝突の危険を生じさせて接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月2日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾